

# マイナ保険証をご利用ください。

「マイナ受付」ができる医療機関・薬局では「マイナ保険証」の利用で  
限度額適用認定証等の提示が**不要**です！



## 💡 限度額適用認定証等とは？

窓口でお支払いする自己負担額が高額になる場合に、所得に応じた限度額までのお支払いにするために医療機関等に提示する「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」のことで。

## 💡 「マイナ保険証」とは？

健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードのことで。



## 💡 「マイナ受付」とは？

医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーを使って、オンラインで保険資格の確認等を行う仕組みです。  
なお、**マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前に利用登録が必要です。**

※利用登録はこちら→



## 💡 どんなメリットがあるの？

これまでは、窓口でのお支払いが高額になる場合、お支払いを自己負担限度額までにとどめるためには、**事前に「限度額適用認定証等」の交付申請が必要でした。**

これからは

「マイナ受付」ができる医療機関・薬局では、「限度額情報の提供に同意」することで限度額適用認定証等の提示がなくても、自己負担限度額までの支払いになります。

※「**限度額適用認定証等**」の事前の準備が**不要**となります。

- 医療費を20円節約でき、自己負担額も低くなります。
- マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報、医療費情報が確認でき、健康管理に役立ちます。
- ご本人が同意すれば、過去の特定健診情報や薬剤情報を医師等と共有でき、より良い医療を受けることができます。

## 💡 「マイナ受付」ができる医療機関等はどこ？

「マイナ受付」ができる医療機関や薬局は、厚生労働省のホームページで公表しています。  
(順次拡大中)

※対応する医療機関はこちら→



「マイナ受付」ができる医療機関や薬局は、右のステッカーやポスターが目印です。



ステッカー

ポスター

## ※注意事項※

- 「マイナ受付」を導入していない医療機関・薬局では利用できません。
- 申請日以前12か月に入院日数が90日を超える市民税非課税世帯の方が、入院時の食事療養費の減額をさらに受ける場合は、別途申請手続きが必要です。
- 所得の申告がない場合、正確な限度額情報が適用されない場合があります。